

柏原市指定暑熱避難施設の指定に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

（指定要件）

第2条 本指定を受けることができる施設は、法第21条第1項第2号に規定する環境省令に基づき、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- （1）市内に所在する施設であること。
- （2）適当な冷房設備を有すること。
- （3）大阪府に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設等を市民等に開放することができること。
- （4）受入可能人数に応じた滞在するための必要かつ適切な空間を確保すること。
- （5）市と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

（指定の申込）

第3条 前条の指定に係る申請は、柏原市クーリングシェルター指定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）の提出により行うものとする。

（指定）

第4条 市は、前条の申込書の内容に支障がないと認めたときは、クーリングシェルターとして指定し、当該申込書の提出を行った者に柏原市クーリングシェルター指定通知書（様式第2号）を交付するとともに、法第21条第3項の規定により、施設管理者と協定を締結するものとする。

2 前項における審査の結果、内容に支障があると認めたときは、柏原市クーリングシェルター不指定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（変更）

第5条 施設の管理者は、前条第1項の規定による協定の締結後、協定の内容に変更が生じた場合は、柏原市クーリングシェルター指定変更届出書（様式第4号）を提出するものとする。

（公表）

第6条 第4条第1項の協定を締結したときは、クーリングシェルターとして指定された施設情報を、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 指定を受けた施設は、主たる出入口並びに、当該箇所においてクーリングシェルター・

マークまたはロゴ等を掲示するよう努めるものとする。

(指定の期間及び更新)

第7条 クーリングシェルターとして指定される期間は、第4条第1項の規定による指定があった日から当該年度末までとする。ただし、当該期間の満了の2か月前までに、施設から指定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(指定解除申出)

第8条 第4条第1項の規定による指定を受けた施設の管理者が指定を解除しようとする場合は柏原市クーリングシェルター指定解除申出書(様式第5号)を提出するものとする。

(指定の取消し)

第9条 市は、前条の申出があった場合やクーリングシェルターとして利用する施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設管理者に柏原市クーリングシェルター指定解除通知書(様式第6号)を交付するとともに、その指定を取り消すことができる。

- (1) 施設が廃止されたとき。
- (2) 施設が第2条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第4条第1項の協定が廃止されたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(運用期間)

第10条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

柏原市クーリングシェルター指定申込書

柏 原 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

柏原市クーリングシェルターの指定に関する要領第3条の規定により次のとおり申込します。

施 設 名		
施 設 所 在 地		
電 話 番 号		
開 放 可 能 日 時		
受 入 可 能 人 数		
開 放 場 所		
管理責任者	所属部課	
	役 職 名	
	氏 名	
	電 話	
	メ ー ル	
備 考		

開放場所の位置図や、椅子又はベンチ（ 台）、テーブル（ 台）などの配置をわかりやすいものを添付すること。

様式第2号（第4条第1項）

柏 環 第 号
年 月 日

様

柏 原 市 長

柏原市クーリングシェルター指定通知書

年 月 日付けで申込のありました以下の施設について、柏原市クーリングシェルターに指定します。

- 1 指定施設の名称
- 2 指定施設の所在地
- 3 指 定 日

柏 環 第 号
年 月 日

様

柏 原 市 長

柏原市クーリングシェルター不指定通知書

年 月 日付けで申込のありました以下の施設について、柏原市クーリングシェルターに指定しない旨を通知します。

- 1 指定施設の名称
- 2 指定施設の所在地
- 3 不指定理由

柏 環 第 号
年 月 日

柏原市クーリングシェルター指定変更届出書

柏原市長 様

届出者 住所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで申込のありました以下の施設について、以下のとおり申請内容に変更が生じたので届出ます。

施 設 名	
施設所在地	
変更内容区分	☐ 施設名 ☐ 施設所在地 ☐ 開放可能日時 ☐ 開放場所 ☐ 管理責任者
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	
変更理由	

様式第 5 号（第 8 条）

柏 環 第 号
年 月 日

柏原市クーリングシェルター指定解除申出書

柏 原 市 長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

柏原市クーリングシェルターの指定に関する要領第 8 条の規定により次のとおり申出します。

- 1 指定施設の名称
- 2 指定施設の所在地
- 3 指定解除日
- 4 指定解除理由

様式第 6 号（第 9 条）

柏 環 第 号
年 月 日

柏原市クーリングシェルター指定解除通知書

柏 原 市 長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

柏原市クーリングシェルターの指定に関する要領第 9 条の規定により次の施設をクーリングシェルター等の指定を解除したので、通知します。

- 1 指定施設の名称
- 2 指定施設の所在地
- 3 指定解除日
- 4 指定解除理由